

佐渡クリーンセンター等長期包括運営管理委託事業 実施方針 質疑回答

No.	頁	項目	質問事項	回答
1	3	第1 1(5) ア市が受託者に委託する業務	「一般廃棄物の処理・処分」とありますが、中間処理及び運搬が業務範囲と考えられますので、処分は業務範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	5	第1 1(8) イ(カ)資源物等の引渡し	「引渡し」とは、来場した引取先車両への積込み作業のみで、引取先までの運搬は含まれないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	6	第1 1(8) オ(エ)施設見学者等への対応	受託者が対応する見学者等について、過去3ヶ年程度の来場実績（属性、月別見学団体数、1団体人数など）もしくは今後の想定をご提示いただけないでしょうか。	閲覧期間に実績を提示します。
4	6	第1 1(8) オ(エ)施設見学者等への対応	学校からの見学対応は、業務範囲に含まれるのでしょうか。	業務範囲に含まれます。
5	6	第1 1(8) オ(エ)施設見学者等への対応	見学者対応は、平日のみと考えてよろしいでしょうか。	原則、平日のみとします。
6	6	第1 1(8) オ(エ)施設見学者等への対応	見学者に配布するパンフレット、説明用機材等の備品は市様より無償提供頂けると考えてよろしいでしょうか。	要求水準書 第4 維持管理業務によるものとします。
7	7	第1 1(9) カ本市職員の常駐	「本市職員が常駐する予定です」とありますが、何人程度の常駐を予定されておられるのでしょうか。	若干名の予定です。
8	8	図1 受託者及び市の業務範囲	計量・受付の前に受託者の範囲として「不燃物分別」とありますが、どのような業務内容でしょうか。	委託収集された燃えないごみに含まれる可燃系及び不燃系等について選別・前処理を行う業務です。
9	8	第1 (9) 図1業務範囲	佐渡クリーンセンターから搬出する廃プラ・資源物等は引取業者が佐渡クリーンセンターへ受取に来るものと考えてよろしいでしょうか。また、積込業務も引取業者が行うと考えてよろしいでしょうか。	前段、ご理解のとおりです。後段は、No.2を参照してください。

佐渡クリーンセンター等長期包括運営管理委託事業 実施方針 質疑回答

No.	頁	項目	質問事項	回答
10	8	第1(9) 図1業務範囲	収集ごみの両津クリーンセンターへの搬入は貴市、両津クリーンセンターの一般持込ごみの佐渡クリーンセンターへの搬送はSPCという区分で宜しいでしょうか。	委託収集されたごみは全て佐渡クリーンセンターに搬入されます。持込ごみについては、要求水準書第3 運転管理業務を参照ください。
11	9	第1 1(10) ア機能及び性能に係る確認検査	「機能及び性能に係る確認検査」とありますが、精密機能検査は範囲外でしょうか。	要求水準書第1 1 (3)セ(イ) a 機能及び性能に係る確認検査を参照してください。
12	10	第2 2 (1) 応募者の備えるべき要件	本事業の主たる業務(運營業務等)を実施するのが構成企業であり、参加表明時に構成企業として申請していなかった企業への業務委託・工事発注は可能と考えて宜しいでしょうか。	関係法令に抵触しない限り、発注は可能です。
13	11	第2 2 (3) 参加資格要件イ	「運營業務実績」とありますが、様式集(第6号様式の2)の『※実績施設の運転管理を業務として・・・書類を添付すること。』と記載がありますように「運転管理業務委託の実績」のみでも参加資格要件を満たすと考えてよろしいでしょうか。	実施方針第2 2 (3) 参加資格要件を参照してください。
14	11	第2 2 (3) 参加資格要件イ	DBO事業や長期包括運営委託事業の運営委託を運營業務実績として申請する場合、当社が出資している特別目的会社の業務実績も認められると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	12	第2 2 (3) 参加資格要件	専任配置者は、参加表明時において所定の資格を有していない者でも事業開始までに取得すればよいという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	12	第2 3 (1) 審査委員会の設置	審査委員会の委員は決定次第公表されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	13	第2 5 (1) 特別目的会社の設立	「所在地は佐渡市内とします」とありますが、佐渡クリーンセンター内を所在地としてもよろしいでしょうか。	本事業の対象となる公共施設以外の佐渡市内を所在地としてください。
18	13	第2 5 (1) 特別目的会社の設立	特別目的会社は、契約の締結までに設立すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

佐渡クリーンセンター等長期包括運営管理委託事業 実施方針 質疑回答

No.	頁	項目	質問事項	回答
19	16	第5 事業の継続が困難になった場合措置に関する事項	3項について、契約解除後の費用負担はリスク分担表の「共通、不可抗力」に準ずると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	20	別紙1 リスク分担表	事業の中止・延期について、市の指示による場合は注1にて「受託者に生じる損害について市が負担します」と記載されています。受託者の従負担は具体的にどのような負担を想定されているのでしょうか。	受託者の責めにより、市が事業を中止又は延期した場合を想定しています。
21	20	別紙1 リスク分担表	住民対応について、受託者が行う調査、運営に関わる住民反対運動、提訴の分担者が受託者となっていますが、適正な調査、運営を実施している場合については、市様の分担にしていだけないでしょうか。	リスク分担表のとおりとします。
22	21	別紙1 リスク分担表	施設損傷について、受託者が適正な管理をしていたにも関わらず防ぐことができなかったガスボンベ等の混入に起因する爆発によって、施設損傷した場合などは「市及び第三者に起因する事故及び火災等」と解釈できると考えてよろしいでしょうか。	要求水準書第6 4 保険により対応するものとします。
23	21	別紙1 リスク分担表	注2、注3の受託者の負担程度について、例えば「年間委託料の1%」など具体的にご提示をお願いいたします。	注2は、年間委託料の3%、注3は、負担割合を10%と想定しています。